

## 令和元年度日本環境毒性学会 CERI学会賞 受賞候補者の推薦について

日本環境毒性学会 会長 有菌幸司

日本環境毒性学会 CERI学会賞を学会賞授賞規程に従い、広い視点に立ってご推薦くださいますようお願い申し上げます。推薦に当たっては、規則ご覧いただき、十分にご注意くださいますようお願いいたします。本学会正会員ならばどなたからでも推薦できますので、どしどしご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、推薦書類は本学会事務局宛に郵送でご提出願います。推薦書の受付期間は令和2年4月1日（水）から6月30日（火）です。

日本環境毒性学会事務局 〒305-0863 茨城県つくば市緑が丘21-12  
TEL: 089-946-9902（直通）  
E-mail: office@jset.jp

### 日本環境毒性学会 CERI学会賞授賞規程

#### （目的）

第1条 この規程は、日本環境毒性学会（以下、「この学会」という。）のCERI学会賞の授賞に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### （賞の種類）

第2条 この学会には、以下の賞を置く。

##### （1）CERI学会賞

2. 前項の賞の性格は下記のとおり規定する。

環境毒性学の研究分野で優秀な研究成果をあげた若手研究者に授与する。

3. CERI学会賞は年1件とする。

#### （受賞者の資格）

第3条 受賞者は、日本環境毒性学会会員であって、45歳未満（受賞年度の翌年の4月1日現在）の者とする。

2. 受賞者の研究成果は、既印刷のもので、少なくともその一部が日本環境毒性学会の学会誌もしくは学術刊行物に掲載されたものであることを要する。

#### （学会賞選考委員会）

第4条 学会賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）は、学会賞選考委員（以下、「選考委員」という。）5名およびオブザーバーとしてCERIの関係者をもって構成する。ただし、CERI関係者が選考委員となった場合、オブザーバーは不要とする。

2. 選考委員は役員（会長、副会長、学会幹事）の投票により決定する。

3. 選考委員の選出は次の手続きにより行う。

(1)高得票数順に5名を選出する。

(2)すべての選出において得票数が同数の場合は、年長者順とする。

4. 選考委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

5. 役員会で選任された学会賞担当幹事は、選考委員改選年次にまたがる引継ぎ事項を管理し、次期選考委員会に申し送る。ただし、学会賞担当幹事は選考には加わらない。

6. 学会賞選考委員長（以下、「選考委員長」という。）および学会賞選考副委員長（以下、「副選考委員長」という）は、次の手続きにより選考委員の互選で定める。

(1)選考委員長及び副選考委員長は2年ごとに投票により改選する。

選考委員は選考委員長候補者1名を記名して投票する。有効投票の最多数を得た者を選考委員長とする。副選考委員長選出は次に多数を得たものとする。

(2)最多同一得票者2名以上の場合は、年長者とする。

7. 選考委員長は選考委員会を招集し、その議長となる。

8. 選考委員会は年2回以上開く。会議は電子会議およびメール会議で行う。

9. 選考委員会は、選考委員現在総数の2分の1以上のメールの回答をもって成立する。

10. 選考委員会は、所定の手続きによって推薦された対象者から、第3条及び第5条にしたがって受賞候補者を選考する。

11. 選考委員長は、選考の結果を書面により会長に報告する。

12. 選考委員長は、選考委員会の議事録を作成し、その写しを選考委員全員に送付する。

13. その他必要な事項は、学会賞選考委員会内規で定める。

（受賞候補者の推薦）

第5条 受賞候補者の募集（4月）は学会誌およびホームページにより行う。

2. 正会員はCERI学会賞の受賞候補者を広い視野に立って推薦することができる。ただし、選考委員は推薦者となることはできない。

3. 受賞候補者の推薦にあたっては、所定の用紙により1件ごとに推薦理由及び候補者の略歴を付して選考委員長あて送付する。推薦理由書は1頁以内とする。

4. 受賞候補者推薦の期限は5月末日とする。

5. 選考委員長は、被推薦者の一覧表を作成し、選考委員に配布する。

（受賞者の決定）

第6条 受賞者の決定は、選考委員会による受賞候補者選考の結果に基づき、6月末までに役員会の賛同を経て、会長が決定する。

2. 決定した結果は、通常総会に報告しホームページで公表する。

(賞の授与)

第7条 賞の授与は、通常総会（9月）において行う。

2. 受賞者には、賞牌及び賞金を授与する。賞金は10万円とする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、事前にCERIの了承を得た後、役員会の決議を経て行う。

附則 本規程は、2014年3月15日から施行する

附則 本規程の改訂は、2015年3月27日から施行する